

(その1)

収支報告書

令和02年分
開催分

(ふりがな) おおつかこうへいこうえんかいいんごうかい

1 政治団体の名称 大塚耕平後援会連合会

2 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目42-5
豊島ビル3階

3 代表者の氏名 鈴木 龍一郎

4 会計責任者の氏名 倉地 茂雄

事務担当者の氏名

(電話) 大塚 真理子
052-757-1955

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

大塚 耕平
参議院議員
(現職)



資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,752,252
(前年からの繰越額)	3,523,447
(本年の収入額)	3,228,805
支 出 総 額	4,856,229
翌年への繰越額	1,896,023

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,113,800	/
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	/
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,113,800	/
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,113,800	/

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
参議院議員大塚耕平と国政を語る会 春日井支部 政治資金パーティーとして	115,000	令和2年10月5日 ホテルプラザ勝川 4階「けやき」
合 計	115,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
安藤道代	5,000	R2/2/17	三重県桑名市長島町押村113-4	看護師		
瓜生晋	50,000	R2/2/17	愛知県名古屋市中区主悦町4-23-301	会社員		
瓜生紀代美	30,000	R2/2/17	愛知県名古屋市中区主悦町4-23-301	会社員		
服部冴美	30,000	R2/2/17	愛知県名古屋市中区千種区見付町1-16	会社役員		
松尾隆徳	6,000	R2/2/17	愛知県名古屋市中区城西2-16-6	会社役員		
船橋幹男	5,000	R2/2/18	愛知県小牧市小牧2-579	司法書士		
早川剛史	10,000	R2/2/20	愛知県名古屋市中区緑区鳴海町向田179	自営業		
吉田豊博	30,000	R2/2/20	愛知県名古屋市中村区森田町2-2-11	会社役員		
高橋和子	5,000	R2/2/20	愛知県名古屋市中村区則武1-29-14	無職		
小林桂子	1,000	R2/2/21	愛知県名古屋市中区守山区白沢町251-1	無職		
三治和代	10,000	R2/2/21	愛知県名古屋市中区新栄2-1-9-1003	管理栄養士		
石原真二	50,000	R2/2/21	愛知県名古屋市中区白壁4-71	弁護士		
加藤裕治	10,000	R2/2/25	愛知県尾張旭市柏井町弥栄63	弁護士		
西野時雄	10,000	R2/2/25	福島県郡山市片平町字妙見館1-2 采女の里やすらぎ内	無職		
栗岡完爾	10,000	R2/2/27	愛知県豊田市高美町3-15	無職		
この頁の小計	262,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
鎌田修	3,000	R2/2/28	愛知県名古屋市長区豊が丘5	会社員		
浅井恵子	10,000	R2/2/28	愛知県名古屋市南区春日野町25	会社員		
加藤雅夫	5,000	R2/3/12	愛知県名古屋市守山区大森2-2708	無職		
久納幹史	120,000	R2/3/23	愛知県名古屋市瑞穂区岳見町3-1-6	税理士		
木村重夫	600,000	R2/3/30	愛知県名古屋市東区東大曾根町30-24	会社役員		
野村浩司	100,000	R2/3/31	愛知県春日井市鳥居松町8-106-1	会社役員		
大塚正議	600,000	R2/3/17	岐阜県下呂市萩原町上村1007-2	医師		
片山泰宏	120,000	R2/4/15	愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字宮添147	税理士		
林清恵	20,000	R2/5/8	愛知県名古屋市守山区村合町219	無職		
伊藤敏春	10,000	R2/6/9	愛知県知多市つつじが丘1-9-2	無職		
小西富雅	1,800	R2/7/18	愛知県名古屋市中区丸の内2-10-28	弁理士		
荒川章三	120,000	R2/7/20	愛知県名古屋市昭和区隼人町15-6-901	税理士		
久野耕嗣	120,000	R2/8/3	愛知県大府市森岡町7-95	税理士		
畠山美苗	10,000	R2/11/27	富山県富山市千石町6-3-19	無職		
この頁の小計	1,839,800					
その他の寄附	12,000					
合 計	2,113,800					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	4,315,900	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	12,486	0	/
(4) 事 務 所 費	117,356	0	/
小 計	4,445,742	0	/
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	15,246	0	/
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	395,241	0	/
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	372,048	0	/
エ そ の 他 の 事 業 費	23,193	0	/
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	410,487	0	/
合 計	4,856,229		/

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	12,486				
合 計	12,486				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
				参議院議員大塚耕平と国政を語る会	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
送料	11,340	R2/1/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会場利用代金	329,890	R2/10/9	ホテルプラザ勝川	愛知県春日井市松新町1-5	政治資金パーティー、昨年度延期分
その他の支出	30,818				
合 計	372,048				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
				大塚耕平女子会	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
ハガキ発送代	13,293	R2/2/19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	13,293				
その他の支出	9,900				
合 計	23,193				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 1月 29日

政治団体の名称 大塚耕平後援会連合会

会計責任者の氏名 倉地 茂雄



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和3年1月30日

大塚耕平後援会連合会

代表 鈴木龍一郎 殿

登録政治資金監査人 西 川 隆

登録番号 第 5 0 8 号

研修修了年月日 平成21年3月25日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大塚耕平後援会連合会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、大塚耕平後援会連合会の主たる事務所では、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であり、大塚耕平議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施するので、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると西川勲が判断したので、名古屋市中区栄3丁目27番33号の久納会計事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大塚耕平後援会連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上